

# 国民健康保険の税率を改定します



☎ 町民課 国保年金係 ☎(83)1225

町では、国民健康保険税について、4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）で賦課していましたが、令和元年度から資産割を段階的に引き下げ、令和3年度から3方式（所得割・均等割・平等割）で賦課します。被保険者の皆さんにはご負担をおかけする場合が

ありますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、令和元年度に資産割を賦課されていない被保険者の国民健康保険税率は、令和3年度までは据え置きとなり、令和4年度から経過措置は廃止されます。

▶ 保険税率改定表

区 分		保険税率		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
医療給付費分 (国保に加入するすべての方)	所得割	5.65%		▶
	資産割	18.95%	9.24%	—
	均等割(1人あたり)	27,500円		▶
	平等割(1世帯あたり)	26,800円		▶
後期高齢者支援金分 (国保に加入するすべての方)	所得割	1.93%	2.21%	2.50%
	資産割	2.00%	1.00%	—
	均等割(1人あたり)	8,860円	9,420円	10,000円
	平等割(1世帯あたり)	5,950円	6,410円	6,870円
介護納付金分 (国保に加入する 40歳以上65歳未満の方)	所得割	1.76%	1.88%	1.99%
	資産割	5.49%	2.72%	—
	均等割(1人あたり)	11,000円		▶
	平等割(1世帯あたり)	7,800円		▶

## 税制改正による国民健康保険・後期高齢者医療の軽減判定所得の変更について



令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、意図しない影響や不利益が生じないように次のとおり軽減判定基準の見直しを行います。世帯の所得金額が基準額以下の世

帯について、1人当たりの「均等割」・1世帯当たりの「平等割」（後期高齢者医療は「均等割」のみ）を軽減します。

軽減判定所得	改正前	改正後
7割軽減基準額	基準控除額(33万円)	基準控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)
5割軽減基準額	基準控除額(33万円) +28.5万円×(被保険者数)	基準控除額(43万円)+28.5万円×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減基準額	基準控除額(33万円) +52万円×(被保険者数)	基準控除額(43万円)+52万円×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)